

「宅地造成に関する工事の技術指針」の改定（案）に係る パブリックコメントの実施結果について

1 趣 旨

宅地造成工事規制区域内で、宅地造成に関する工事を行おうとする際は、安全で、快適な生活が営めるような宅地を確保するため、宅地造成等規制法に基づき、その工事の計画が同法に定める技術的基準等に適合するか審査を受けて市長から許可を得ることとされています。

「宅地造成に関する工事の技術指針」は、同法に規定する宅地造成の工事の許可に係る手続き、技術基準等を取りまとめた手引きであり、必要に応じて、改定を行っているところです。

同指針において、地形上やむを得ず複数の擁壁が近接する場合で、下段側に練積み造擁壁を設けようとする際における取扱を定めることに対し、パブリックコメント（意見募集）手続を実施しましたので、その結果についてお知らせいたします。

2 意見募集の概要

意見募集期間 : 令和5年2月10日(金) から 令和5年3月15日(水)まで

意見の提出方法 : ホームページ（専用フォーム）、郵送、持参、ファクス

資料の閲覧場所 : 川崎市ホームページ
各区役所市政資料コーナー
かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
まちづくり局指導部宅地企画指導課（明治安田生命川崎ビル11階）

結果の公表方法 : 川崎市ホームページ
各区役所市政資料コーナー
かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
まちづくり局指導部宅地企画指導課（明治安田生命川崎ビル11階）

3 結果の概要

御意見の提出はございませんでした。

4 今後の予定

御意見の提出がありませんでしたので、令和5年7月（予定）からの運用開始に向け、当初案のとおり、改定の手続きを進めてまいります。